

予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 議案第9号、第20号、第21号
 - 平成30年度三重県一般会計・特別会計予算について 1
 - 指定管理者の更新について 17

- (2) 議案第2号、第4号、第81号、第91号、第92号
平成29年度三重県一般会計・特別会計補正予算について 23

- (3) 議案第52号
三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について 27

- (4) 議案第54号
三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する
条例案について 31

- (5) 議案第99号
三重県手数料条例の一部を改正する条例案について 33

- (6) 議案第67号、第68号、第69号、第70号
北勢沿岸流域下水道（北部処理区、南部処理区）、中勢沿岸流域
下水道（雲出川左岸処理区、松阪処理区）の維持管理に要する費
用の市町負担の改定について 41

2 所管事項

- (1) 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の
規定による提出資料について 43

平成30年3月14日

県 土 整 備 部

【議案第9号、第20号、第21号】
平成30年度三重県一般会計・特別会計予算について

平成30年度当初予算会計別・事業別一覧表(県土整備部)

1 会計別総括表

(単位：千円)

区 分	平成29年度 第1号補正後予算 A	平成30年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
一 般 会 計	70,883,684	74,509,554	105%
港湾整備事業特別会計	165,432	166,411	101%
流域下水道事業特別会計	14,712,214	13,980,906	95%
合 計	85,761,330	88,656,871	103%

2 事業別総括表

(単位：千円)

区 分	平成29年度 第1号補正後予算 A	平成30年度 当初予算 B	対前年度比 B/A	
国補公共事業	一般会計	22,871,559	22,972,211	100%
	下水道特会	5,880,116	5,029,374	86%
	合 計	28,751,675	28,001,585	97%
直轄事業	一般会計	13,602,414	13,619,989	100%
県単公共事業	一般会計	12,067,763	13,397,593	111%
	下水道特会	154,955	104,755	68%
	合 計	12,222,718	13,502,348	110%
災害復旧事業	一般会計	6,275,145	8,200,000	131%
その他事業	一般会計	16,066,803	16,319,761	102%
	港湾特会	165,432	166,411	101%
	下水道特会	8,677,143	8,846,777	102%
	合 計	24,909,378	25,332,949	102%
合 計	一般会計	70,883,684	74,509,554	105%
	港湾特会	165,432	166,411	101%
	下水道特会	14,712,214	13,980,906	95%
	合 計	85,761,330	88,656,871	103%

3 主な事業別明細表

(単位：千円)

区 分		平成29年度 第1号補正後予算 A	平成30年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
国 補 公 共 事 業	道 路 事 業	14,514,926	14,166,480	98%
	河 川 砂 防 事 業	5,156,917	5,278,582	102%
	港 湾 海 岸 事 業	1,957,100	1,981,580	101%
	都 市 計 画 事 業	1,039,603	1,274,121	123%
	住 宅 事 業	203,013	271,448	134%
	小 計 (一 般 会 計)	22,871,559	22,972,211	100%
	下 水 道 事 業 (下 水 特 会)	5,880,116	5,029,374	86%
	合 計	28,751,675	28,001,585	97%
直 轄 事 業	道 路 事 業	10,483,000	10,917,333	104%
	河 川 砂 防 事 業	2,707,341	2,291,206	85%
	港 湾 海 岸 事 業	337,514	339,514	101%
	公 園 事 業	74,559	71,936	96%
	合 計	13,602,414	13,619,989	100%
県 単 公 共 事 業	建 設	4,255,657	3,952,246	93%
	維 持	7,346,814	8,952,027	122%
	調 査	58,030	81,090	140%
	そ の 他	407,262	412,230	101%
	小 計 (一 般 会 計)	12,067,763	13,397,593	111%
	建 設 (下 水 特 会)	154,955	104,755	68%
	合 計	12,222,718	13,502,348	110%
総 計	54,576,807	55,123,922	101%	

県土整備部

平成30年度当初予算のポイント

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」に基づき、自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点、地域経済の生産性向上や国内外からの集客・交流等を支える基盤整備の観点から、必要な社会資本整備や維持管理等を進めます。

また、昨年10月の台風21号などにより被災した公共土木施設の早期復旧に引き続き取り組むとともに、九州北部豪雨でも特に中小河川において氾濫など甚大な被害が発生したことから、再度災害等の防止に向けて河川堤防や砂防えん堤の整備、洪水時の水位状況を監視する水位計の設置、河川堆積土砂の撤去を進めます。

さらに、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模地震・津波に備え、河川管理施設や海岸堤防等の地震・津波対策を進めるとともに、他の様々な地震対策の前提となる、いわば“入り口”に位置付けられる住宅耐震化のさらなる促進に取り組みます。

加えて、摩耗した区画線の引き直しなど住民ニーズの高い事業を適切に実施するとともに、道路等の公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、法定点検などの維持管理や点検により判明した修繕等に取り組めます。

そのほか、就業者の高齢化が顕著である建設業について、若年者の入職促進や入職後の人材育成、労働環境の改善等の取組を支援します。

なお、厳しい県財政を受け、公共事業については、より一層の事業選択を行いました。

国補公共事業と直轄事業については、県財政に負担が少なく、住民ニーズの高い幹線道路等の整備や公共土木施設の補強・補修などに活用できることから優先的に実施します。

県単公共事業については、新設や改良などの建設費を直轄事業と合わせて実施する事業等に圧縮することで、維持管理費を確保しました。また、防草シートの敷設など計画的な防草対策による除草箇所削減など、維持管理費の節減にも取り組めます。

2 主な重点項目

(1) 激甚化、頻発化する豪雨・台風への対応

○住民避難に資する対策

- ・(新) 危機管理型水位計の設置 (P7参照)

予算額 50,000千円

洪水時の避難判断の目安となる水位状況を監視するため、過去10年に浸水被害が生じた箇所等に新たに水位計を設置します。

- ・洪水浸水想定区域図の作成（P7参照）

予算額 100,000千円

洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより洪水ハザードマップ作成を支援します。

- ・（新）高潮浸水想定区域図の作成（P7参照）

予算額 34,100千円

大型台風接近時に円滑かつ迅速に避難できるよう、高潮浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより高潮ハザードマップ作成を支援します。

- ・土砂災害警戒区域指定のための基礎調査（P7参照）

予算額 669,000千円

土砂災害により危害を受けるおそれのある箇所を周知し、いち早く避難してもらえよう、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域の指定を推進します。

○施設整備の推進

- ・河川改修事業（P7参照）

予算額 2,252,407千円

洪水被害を軽減するため、川幅を拓げるための堤防整備や治水上支障となっている橋梁の改築、ダム建設等を進めます。

- ・土砂災害防止施設整備事業（P7参照）

予算額 2,419,634千円

土石流等による災害から生命や財産を守るため、砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設を整備します。

○河川堆積土砂の撤去（P7参照）

予算額 685,849千円

河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去および河川内の雑木の伐採を行います。堆積土砂の撤去および雑木の伐採にあたっては、撤去箇所の優先度を関係市町と検討しながら実施します。

(2) 迫りくる大規模地震・津波への対応

①河川管理施設、海岸堤防等の整備推進

○河川管理施設の地震対策（P8参照）

予算額 681,368千円

河口部の大型水門、河川堤防、ダムのゲートについて、地震対策を進めます。

○海岸堤防の地震・津波対策（P 8 参照）

予算額 2, 029, 300 千円

海岸堤防の地震対策や、津波が堤防を越流した場合においても直ちに堤防を崩壊させないための海岸堤防強靱化対策を進めます。

○港湾施設の地震・老朽化対策（P 8 参照）

予算額 363, 269 千円

緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の地震対策を進めます。また、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化対策を進めます。

②建築物の耐震化の促進

○待ったなし！耐震化プロジェクト（P 9 参照）

予算額 98, 726 千円

地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修および除却への支援を行います。なお、補強設計と耐震改修を一括して申請・補助する国の新制度にも対応します。

○建築物耐震対策促進事業（P 9 参照）

予算額 52, 567 千円

地震に対する建築物やまちの安全性を高めるため、耐震診断が義務化された建築物の耐震診断や耐震改修等の耐震化事業に対する支援を行います。

(3) 安全・安心や地域の成長を支える道路網の整備

①高規格幹線道路および直轄国道の整備促進（P 10 参照）

予算額 11, 089, 563 千円

地域の経済活動を支え生産性向上に寄与する新名神高速道路の県内区間全線、東海環状自動車道の東員 I C ~ 大安 I C（仮称）間等の平成30年度供用開始に向けて整備を促進します。

また、地域の安全・安心を支える熊野尾鷲道路（Ⅱ期）や新宮紀宝道路などの整備を促進します。

【主な路線】

新名神高速道路、東海環状自動車道、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道42号松阪多気バイパス、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）、鈴鹿四日市道路、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、新宮紀宝道路 等

【うち平成30年度供用予定】

新名神高速道路の県内区間全線、東海環状自動車道（東員 I C ~ 大安 I C（仮称）間）、国道23号中勢バイパス（鈴鹿市から津市までの2.9 km）

②県管理道路の整備推進（P11参照）

予算額 14,512,139千円

高規格幹線道路等へのアクセス道路やバイパスの整備など、県民の安全・安心を支え、るとともに、成長力を強化し、豊かで活力ある地域づくりを支える県管理道路の整備を推進します。

【主な路線】

国道477号四日市湯の山道路、国道167号磯部バイパス、国道166号田引バイパス、国道169号土場バイパス、国道306号伊船バイパス、国道368号伊賀名張拡幅、県道平津菰野線、県道四日市関線、県道湯の山温泉線湯の山かもしか大橋、県道信楽上野線新服部橋 等

【うち平成30年度供用予定】

国道477号四日市湯の山道路、国道166号田引バイパス、国道306号伊船バイパス、県道平津菰野線、県道四日市関線、県道湯の山温泉線湯の山かもしか大橋 等

③適切な道路の維持管理

予算額 8,132,713千円

摩耗した区画線の引き直しなど住民ニーズの高い維持管理を適切に実施するとともに、道路施設を安全で快適に利用できるよう修繕・更新等に取り組みます。

（4）建設業を支える人材の確保・育成対策の支援

○建設業への入職促進（P12参照）

・（新）建設業理解促進事業

予算額 1,000千円

＜事業実施期間：平成30年度＞

普通科高校生等とその保護者、教員に対して、建設業への理解を促進し、建設業を就職先として選択してもらえよう、建設業に関する出前授業や現場見学会、インターンシップを建設業界とともに行います。

○技術者・技能者の人材育成（P12参照）

・建設業人材定着事業

予算額 6,187千円

建設業へ入職した若年者等がやりがいを持っていきいきと働けるよう、建設現場で活用できる資格の取得や技能講習の受講を支援します。

3 事業の見直し

	事業本数	事業費
廃止	3本	△23,608千円
リフォーム	1本	△19千円
休止	3本	△60,537千円
合計	7本	△84,164千円

(1) 激甚化、頻発化する豪雨・台風への対応

台風 21 号や九州北部豪雨等では、中小河川において甚大な被害が発生したことから、新たに洪水に特化した危機管理型水位計を設置するなど、住民の迅速な避難に資する対策を進めます。また、河川管理施設や土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、事業効果が早期に発現する河川堆積土砂の撤去、河川内の雑木の伐採を進めます。

県土整備部		
河川課	河川計画班	電話 2682
	河川事業班	電話 2679
	河川管理班	電話 2686
防災砂防課	砂防班	電話 2697
	ダム班	電話 2730
港湾・海岸課	海岸整備班	電話 2690

住民避難に資する対策

○(新)危機管理型水位計の設置

予算額 50,000千円

洪水時の避難判断の目安となる水位状況を監視するため、過去 10 年に浸水被害が生じた箇所等に新たに水位計を設置します。

設置箇所：20 箇所



○洪水浸水想定区域図の作成

予算額 100,000千円

洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより洪水ハザードマップ作成を支援します。

作成箇所：宮川水系五十鈴川など 5 河川

○(新)高潮浸水想定区域図の作成

予算額 34,100千円

大型台風接近時に円滑かつ迅速に避難できるよう、高潮浸水想定区域図を作成し、市町に提供することにより高潮ハザードマップ作成を支援します。

作成箇所：伊勢湾沿岸

○土砂災害警戒区域指定のための基礎調査

予算額 669,000千円

土砂災害により危害を受けるおそれのある箇所を周知し、いち早く避難してもらえよう、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域の指定を推進します。

【基礎調査の実施】対象箇所：16,208 箇所
調査実施箇所 (H30 末)：13,880 箇所 (累計)

施設整備の推進

○河川改修事業

予算額 2,252,407千円

洪水被害を軽減するため、川幅を広げるための堤防整備や治水上支障となっている橋梁の改築、ダム建設等を進めます。

【堤防整備】

事業箇所：木津川 (伊賀市)
大内山川 (大紀町)
など 14 河川

【橋梁の改築】

事業箇所：三渡川 (松阪市)
志登茂川 (津市)
など 3 河川

【ダム建設】

事業箇所：鳥羽河内ダム (鳥羽市)

江戸橋の架替が H30 年度完成



河道拡幅および道路橋改築により流下能力が拡大

○土砂災害防止施設整備事業

予算額 2,419,634千円

土石流等による災害から生命や財産を守るため、砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設を整備します。

【土砂災害防止施設の整備】

事業箇所：宇谷川 (津市)
寺の谷川 (紀北町)
夏秋地区 (名張市)
など 63 箇所

土砂・流木対策として透過型砂防えん堤等を整備



河川堆積土砂の撤去

予算額 685,849千円

河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去及び河川内の雑木の伐採を行います。堆積土砂の撤去及び雑木の伐採にあたっては、撤去箇所の優先度を関係市町と検討しながら実施します。

【河川堆積土砂の撤去】

事業箇所：相合川 (伊勢市)
など 46 河川

撤去予定量：約 25 万 m³
(災害復旧除く)

【三滝川】



《着手前》

流下能力を回復し、早期に効果を発現



《完成》

(2) 迫りくる大規模地震・津波への対応

河川課	河川事業班	電話 2679
港湾・海岸課	海岸整備班	電話 2690
	港湾整備班	電話 2691
防災砂防課	ダム班	電話 2730

① 河川管理施設、海岸堤防等の整備推進

大規模地震による揺れや液状化、津波に備え、河川管理施設・海岸堤防・港湾施設の地震対策を実施し施設機能の維持を図ります。

河川管理施設の地震対策

予算額 681,368千円

河口部の大型水門、河川堤防、ダムのゲートについて、地震対策を進めます。

○主な事業箇所

【大型水門の地震対策】

事業箇所 前川（志摩市）など 3河川

【河川堤防の地震対策】

事業箇所 鍋田川（木曾岬町）など 2河川

【ダムゲートの地震対策】

事業箇所 宮川ダム（大台町）

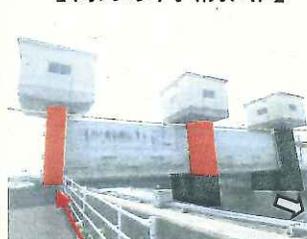
【宮川ダム】



【鍋田川】



【鵜方水門（前川）】



海岸堤防の地震・津波対策

予算額 2,029,300千円

海岸堤防の地震対策や、津波が堤防を越流した場合においても直ちに堤防を崩壊させないための海岸堤防強靱化対策を進めます。

○主な事業箇所

【地震対策】

事業箇所 城南第一地区海岸（桑名市）など 5地区海岸

【津波対策：海岸堤防強靱化対策】

事業箇所 宇治山田港海岸（二見地区）など 6地区海岸

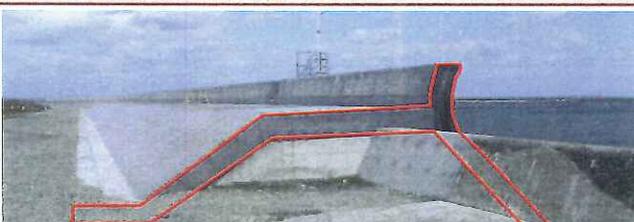
<「海岸堤防強靱化対策」の概要>

【対策内容】

- ・天端被覆、裏法基礎の一体化
- ・裏法尻部への洗掘対策

【対策効果】

- ・被害発生を遅らせ避難時間を確保
- ・浸水の影響を低減し、人命・財産の被害を軽減



【海岸堤防強靱化対策】宇治山田港海岸（二見地区）

港湾施設の地震・老朽化対策

予算額 363,269千円

緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の地震対策を進めます。

また、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化対策を進めます。

○主な事業箇所

【地震対策】

事業箇所 長島港（江ノ浦大橋）

【老朽化対策】

事業箇所 津松阪港（大口地区）など3箇所

【地震対策】長島港（江ノ浦大橋）



【老朽化対策】津松阪港（大口地区）



(2) 迫りくる大規模地震・津波への対応

②建築物の耐震化の促進

県土整備部
住宅政策課 電話 2720
住まい支援班
建築開発課 電話 2752
建築安全班 電話 2752

地震に対する建築物やまちの安全性の向上を図り、県民の生命・財産を守るため、木造住宅、耐震診断が義務化された避難路沿道建築物および大規模建築物の耐震化を支援します。

待ったなし！耐震化プロジェクト

予算額 98,726千円

木造住宅の耐震化を促進するため、市町が行う耐震診断、補強設計、耐震改修および除却への支援を行います。

■木造住宅(耐震化)

●対象:昭和56年5月以前に建築された木造住宅

【耐震診断】(1,663戸) 補助率:10/10

[国 1/2 県 1/4 市町 1/4]

【補強設計】(184戸) 補助率:2/3

[国 1/3 県 1/6 市町 1/6]

【耐震改修】(129戸) 補助率:国費+2/3

[国 11.5% 県 1/3 市町 1/3]

【+リフォーム補助】(129戸) 補助率:1/3 [県 1/3]

対象:耐震改修と同時に行うリフォームに補助

※国の新制度(補強設計と耐震改修を一括して申請・補助する制度)にも対応します。

この制度を活用することにより、旧制度に比べて国の補助額が増え、手続きが簡素化されるため申請者の負担が軽減します。



筋かいによる耐震改修の事例
(補強壁内部の状況)

■木造住宅(除却)

●対象:昭和56年5月以前に建築された耐震性のない木造空き家住宅

【除却】(147戸) 補助率:23% [国11.5% 県5.75% 市町5.75%]

※市町により補助制度が異なります。

建築物耐震対策促進事業

予算額 52,567千円

耐震診断が義務化された避難路沿道建築物および大規模建築物の耐震化を促進するため、これらの耐震化に対する支援を行います。

■避難路沿道建築物

●対象:耐震診断を義務付けた道路を閉塞するおそれのある昭和56年5月以前に建築された沿道建築物

【耐震診断】(30棟) 補助率:10/10

[国 1/2 県 1/4 市町 1/4]

【補強設計】(3棟) 補助率:5/6

[国 1/2 県 1/6 市町 1/6]

【耐震改修】(2棟) 補助率:11/25

[国 6/25 県 1/10 市町 1/10]

※除却・建替も補助対象に追加します。



倒壊して道路をふさぐ建築物(熊本地震)

■大規模建築物

●対象:耐震診断が義務付けられた大規模建築物のうち、災害時に避難所として活用される建築物

【耐震改修】(1棟) 補助率:44.8%

[国 1/3 県 5.75% 市町 5.75%]

※平成30年度で対象6棟中5棟が耐震改修完了見込み



ブレース補強

ホテルの耐震改修の事例

(3) 安全・安心や地域の成長を支える道路網の整備

① 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

予算額 11,089,563千円

地域の経済活動を支え生産性向上に寄与する新名神高速道路の県内区間全線、東海環状自動車道の東員IC~大安IC(仮称)間、国道23号中勢バイパスの鈴鹿市から津市までの2.9kmの平成30年度供用開始に向け整備を促進します。

また、地域の安全・安心を支える熊野尾鷲道路(Ⅱ期)や新宮紀宝道路などの整備を促進します。



H30年度全線供用予定の新名神高速道路



H30年度、東員IC~大安IC(仮称)供用予定の東海環状自動車道

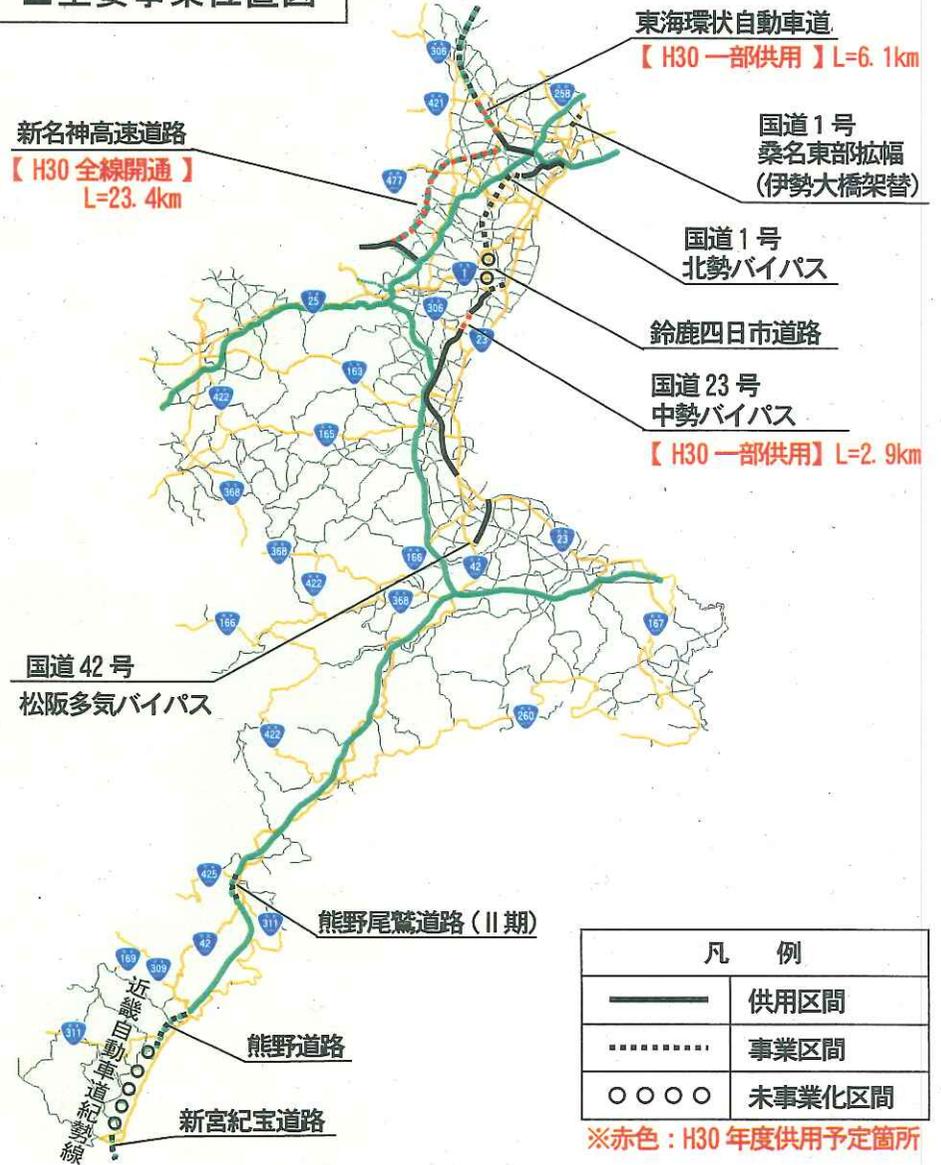


早期完成にむけて工事の最盛期を迎える熊野尾鷲道路(Ⅱ期)



H30年度一部供用予定の国道23号中勢バイパス

■ 主要事業位置図



県土整備部
道路企画課 高速道推進班 電話 3016
道路企画班 電話 2739

凡 例	
—	供用区間
.....	事業区間
○○○○	未事業化区間

※赤色：H30年度供用予定箇所

(3) 安全・安心や地域の成長を支える道路網の整備

② 県管理道路の整備推進

予算額 14,512,139千円

高規格幹線道路等へのアクセス道路やバイパスの整備など、県民の安全・安心を支えるとともに、成長力を強化し、豊かで活力ある地域づくりを支える県管理道路の整備を推進します。

【安全・安心の確保に資する道路整備】

老朽化・地震対策の推進



老朽化対策・耐震機能強化のため架け替えを行う
県道信楽上野線 新服部橋

【生産性向上に資する道路整備】

高規格道路を連結する新たな道路ネットワークを形成



平成30年度の新名神との同時供用を予定する
国道477号四日市湯の山道路

【豊かで活力ある地域づくりに資する道路整備】

地域産業の活性化、観光拠点へのアクセス強化



平成31年度供用を予定する
国道169号土場バイパス

景観や防災機能向上に資する無電柱化



平成30年度完成を予定する
都市計画道路 外宮度会橋線

■ 主要事業位置図



凡 例	
—	供用区間
.....	事業区間

※赤色：H30年度供用予定箇所

県土整備部
 道路建設課 道路建設班 電話 2630
 都市政策課 街路・公園班 電話 2706

(4) 建設業を支える人材の確保・育成対策の支援

県土整備部
公共事業運営課
公共事業運営班 電話 2915
技術管理課 技術管理班 電話 2918

就業者の高齢化が顕著である建設業について、若年者の入職促進や入職後の人材育成、労働環境の改善等の取組を支援します。

建設業への入職促進

- 普通科高校生等に対する建設業への理解を促進する取組
【(新)建設業理解促進事業】
予算額 1,000千円

普通科高校生等とその保護者、教員に対して、建設業への理解を促進し、建設業を就職先として選択してもらえるよう、**建設業に関する出前授業【知る】**や**現場見学会【見る】**、**インターンシップ【体験する】**を建設業界とともに行います。

出前授業【知る】

現場見学会【見る】

インターンシップ【体験する】

建設業の仕事内容の理解の促進！！

- ・就職先として建設業を選択
- ・就職後も早期の離職を防止



技術者・技能者の人材育成

- 建設業へ入職した若年者等に対する資格取得等を支援する取組
【建設業人材定着事業】
予算額 6,187千円

建設業へ入職した若年者等がやりがいを持っていきいきと働けるよう、**建設現場で活用できる資格の取得や技能講習の受講**を支援します。

資格 取得 習得 技能

建設業従事者

取得した資格 } を建設現場で活用
習得した技能 }

やりがいを持って、建設現場で活躍！！



労働環境の改善

- 若年者等の入職促進や離職防止のための労働環境の改善に関する取組

・土日完全週休2日制試行工事の拡大の取組

建設業界において、遅れている土日完全週休2日を進めるため、**現在行っている土日完全週休2日制試行工事を拡大**し、課題の把握とその解決策を建設業界とともに検討し、建設業界の労働環境の改善に取り組みます。

・(新)快適トイレ設置試行工事の取組

建設現場において、女性技術者等から不評であった仮設トイレについて、**男性・女性問わず、快適に使用できるトイレ(快適トイレ)**を設置する**試行工事を実施**し、建設現場の環境改善に取り組みます。

・(新)建設現場における生産性向上の取組

建設現場では、今後、技能労働者の高齢化などによる労働力不足が予想される中で、省力化などによる生産性向上は避けられない課題となっています。このため、**情報通信技術(ICT)を導入**し、**生産性の向上を図る**ことで労働力不足への対応や現場での安全性の確保など魅力ある建設現場をめざし、労働環境の改善に取り組みます。

平成30年度当初予算主要事業

県土整備部

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>《政策名：防災・減災》 《施策名：(112) 防災・減災対策を進める体制づくり》</p> <p>1 建築物耐震対策促進事業 52,567千円 【(11205) 安全な建築物の確保】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 3 建築指導費) 大規模建築物等の耐震改修、避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等に対する支援を行います。</p> <p>2 待ったなし！耐震化プロジェクト 98,726千円 【(11205) 安全な建築物の確保】 (第8款 土木費 第6項 住宅費 1 住宅管理費) 戸別訪問による住宅耐震化の普及啓発を実施するとともに、木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却等を支援します。</p> <p>3 緊急輸送道路機能確保事業 4,391,646千円 【(11207) 緊急輸送道路の機能確保】 (第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費)など 災害時に人員や物資などの交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送に資する県管理道路の計画的な修繕や整備を進めます。</p>	<p>建築開発課</p> <p>住宅政策課</p> <p>道路管理課</p>
<p>《施策名：(113) 治山・治水・海岸保全の推進》</p> <p>1 河川事業 5,278,238千円 【(11301) 洪水対策の推進】 (第8款 土木費 第3項 河川海岸費 2 河川改良費)など 河川改修等の治水対策や大型水門、ダム等の耐震対策のほか、定期点検結果に基づく適切な予防保全対策を進めます。また、避難に資するソフト対策として、危機管理型水位計の設置、洪水浸水想定区域図の作成や水位・雨量情報システムの更新を進めます。</p> <p>2 河川堆積土砂対策事業 685,849千円 【(11301) 洪水対策の推進】 (第8款 土木費 第3項 河川海岸費 2 河川改良費)など 堆積土砂の撤去および河川内の雑木の伐採を、関係市町と優先度を検討しながら、実施します。</p>	<p>河川課</p> <p>河川課</p>

<p>3 砂防事業 3, 185, 377千円 【(11302) 土砂災害対策の推進】 (第8款 土木費 第3項 河川海岸費 3 砂防費) など 砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、土砂災害により危害を受けるおそれのある区域を周知し、いち早く避難してもらえよう、土砂災害警戒区域の指定等を進めます。</p>	防災砂防課
<p>4 海岸事業 2, 402, 914千円 【(11303) 高潮・地震・津波対策の推進】 (第8款 土木費 第3項 河川海岸費 4 海岸保全費) など 堤防等の高潮対策・耐震対策、海岸堤防強靱化対策を進めるとともに、避難に資するソフト対策として、高潮浸水想定区域図の作成を進めます。</p>	港湾・海岸課
<p>《政策名：環境を守る》 《施策名：(154) 大気・水環境の保全》 1 流域下水道（建設）事業 5, 134, 129千円 【(15403) 生活排水対策の推進】 (流域下水道事業特別会計 第1款 流域下水道事業費 第1項 流域下水道事業費 2 流域下水道建設費) 公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに、施設の老朽化対策等を進めます。</p>	下水道課
<p>《政策名：地域の活力の向上》 《施策名：(254) 移住の促進》 1 移住促進のための空き家リノベーション支援事業 6, 000千円 【(25402) 移住受入体制の整備】 (第8款 土木費 第6項 住宅費 1 住宅管理費) 県外からの移住を促進し、既存住宅の活用による良好な居住環境を創出するため、市町が実施する空き家等を活用したリノベーション事業を支援します。</p>	住宅政策課
<p>《政策名：安心と活力を生み出す基盤》 《施策名：(351) 道路網・港湾整備の推進》 1 直轄道路事業負担金 10, 917, 333千円 【(35101) 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進】 (第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費) 国が行う道路事業に対して負担金を支出することにより、県内の幹線道路網の形成を促進します。</p>	道路企画課

2 道路改築事業	<p>10,197,519千円</p> <p>【(35102) 県管理道路の整備推進】 (第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費) など 地域高規格道路や幹線道路にアクセスする道路等の整備に取り組み、県民生活の利便性、安全性の向上に寄与する道路ネットワークの構築を進めます。また、通学路などのさらなる安全確保に向け、歩行空間の整備等を進めます。</p>	道路建設課
3 道路維持修繕事業	<p>8,132,713千円</p> <p>【(35103) 適切な道路の維持管理】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費) など 摩耗した区画線の引き直しなど住民ニーズの高い維持管理を適切に実施するとともに、道路施設を安全で快適に利用できるよう修繕・更新等に取り組みます。</p>	道路管理課
4 港湾事業	<p>363,269千円</p> <p>【(35104) 県管理港湾の機能充実】 (第8款 土木費 第4項 港湾費 2 港湾建設費) 港湾施設の点検・補修を実施するとともに、岸壁の更新・大規模修繕等の老朽化対策を進めます。また、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。</p>	港湾・海岸課
〈施策名：(353) 安全で快適な住まいまちづくり〉		
1 都市計画策定事業	<p>42,943千円</p> <p>【(35301) 安全で快適なまちづくりの推進】 (第8款 土木費 第5項 都市計画費 1 都市計画総務費) 人口減少・超高齢社会、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりに向け、「都市計画区域マスタープラン」の策定を進めます。</p>	都市政策課
2 街路事業	<p>1,197,881千円</p> <p>【(35301) 安全で快適なまちづくりの推進】 (第8款 土木費 第5項 都市計画費 3 街路事業費) 緊急輸送道路となっている街路の無電柱化や都市交通の円滑化に資する施設の整備等を進めます。</p>	都市政策課
3 公営住宅管理事業	<p>596,992千円</p> <p>【(35302) 安全で快適な住まいづくりの推進】 (第8款 土木費 第6項 住宅費 1 住宅管理費) 住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で県営住宅を提供するとともに、県営住宅の点検および修繕を行うなど適切な維持管理を実施します。</p>	住宅政策課

<p>4 建築基準法施行事業 11,439千円 【(35303) 適法な建築物の確保】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 3 建築指導費) 建築物の安全性確保に向け、不特定多数の者が利用する既存建築物の適正な維持保全のための指導・助言を行うとともに、新築建築物等の完了検査など建築基準法の遵守を促します。</p>	<p>建築開発課</p>
<p>5 みえの景観づくり推進事業 5,098千円 【(35304) 参画と協働による景観まちづくりの推進】 (第8款 土木費 第5項 都市計画費 1 都市計画総務費) 「三重県景観計画」等に基づき、良好な景観づくりに向けた市町への取組への支援や周辺景観と調和した建築物等への誘導を行うとともに、三重県屋外広告物条例に基づき、適正な屋外広告物の設置に向けた規制や安全対策の充実等に取り組みます。</p>	<p>景観まちづくり課</p>
<p>《行政運営の取組》 (行政運営7：公共事業推進の支援)</p>	
<p>1 (新) 建設業理解促進事業 1,000千円 ＜事業実施期間：平成30年度＞ 【(40701) 公共事業の適正な執行・管理】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費) 普通科等の高校生やその保護者、教員を対象とした出前授業や現場見学会、インターンシップを実施します。</p>	<p>公共事業運営課</p>
<p>2 建設業人材定着事業 6,187千円 【(40701) 公共事業の適正な執行・管理】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費) 建設業へ入職した若年者等を対象に、建設現場で活用できる資格の取得や技能講習の受講を支援します。</p>	<p>公共事業運営課</p>
<p>3 公共事業評価制度事業 981千円 【(40701) 公共事業の適正な執行・管理】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費) 三重県公共事業評価審査委員会を開催し、公共事業の再評価・事後評価を行います。</p>	<p>公共事業運営課</p>
<p>4 公共事業支援統合情報システム事業 41,743千円 【(40701) 公共事業の適正な執行・管理】 (第8款 土木費 第1項 土木管理費 1 土木総務費) 公共事業情報統合データベースについて、システムの改修・移行を実施します。</p>	<p>技術管理課</p>

指定管理者の更新について

1 指定管理者を更新する施設

次に掲げる施設については、指定管理者制度を導入し、民間事業者がその管理運営を行っていますが、平成31年3月31日をもって、5年間の指定期間が満了します。そこで、引き続き指定管理者制度を活用して施設の管理を行うため、更新にかかる手続を行います。

- 三重県流域下水道施設
- 三重県営住宅<北勢ブロック>
- 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<中勢・伊賀ブロック>
- 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<南勢ブロック>
- 三重県営住宅<東紀州ブロック>

2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより、各施設の効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の節減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を定めるとともに、業務の質の向上を図るため、「成果目標」を定めることを予定しています。

- ・ 施設の運営に関する業務
- ・ 施設の維持管理に関する業務
- ・ 施設の利用許可等に関する業務

(3) 各施設個別の基本的事項

別紙「各施設個別の基本的事項」のとおり

(4) 利用料金制採用の考え方

「三重県流域下水道施設」における市町の負担金は、当該市町の意見をきいたうえで県議会の議決を経て定めることとされ、「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅」の家賃等も事業主体である県自らが収受すべきものとされていることから、指定管理者において料金を定めることはできません。

(5) 指定の期間（予定）

指定の期間は、指定管理者制度に関する取扱要綱第4条に規定する指定管理期間の標準に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間（前回募集時と同様）を予定しています。

3 指定管理者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集の方法

○ 三重県流域下水道施設

三重県流域下水道施設は、県民生活の重要なライフラインとして、県内のすべての処理施設の運転管理と設備等の維持管理業務を統括的に行い、適正に汚水を処理する運営が求められます。この役割を果たすことができるのは、昭和63年以来、適正に施設を運営してきた公益財団法人三重県下水道公社以外にはないと考えられることから、同公社を指名し、公募によらず指定管理候補者を選定することとします。

○ 三重県営住宅<北勢ブロック>

○ 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<中勢・伊賀ブロック>

○ 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<南勢ブロック>

○ 三重県営住宅<東紀州ブロック>

広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、公募により指定管理候補者を選定する予定です。

その際、県内産業の振興や雇用の確保の観点から「三重県内に本店、支店又は事務所等を有する法人等であること」とする地域要件を設けることとします。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続の透明性・公平性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する下水道施設と県営住宅関係の2つの「指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮のうえ、経営に関する専門的な見識を有する者、公共土木施設・建築物に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募により選定）などによる計5名の委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、事業者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施したうえで、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる者を指定管理候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ① 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画の内容が、各施設の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③ 事業計画の内容が、各施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④ 事業計画の内容が、各施設の管理にかかる経費を節減し、管理の効率化を図るものであること。
- ⑤ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

4 今後の日程に関する事項（予定）

平成30年	6月～	選定委員会の開催（審査基準、配点表等を決定）
	7月	募集開始
	9月	平成30年9月定例会議に指定管理候補者の選定状況を報告
	10月	選定委員会による審査
	11月	指定管理候補者の決定 平成30年11月定例会議に指定管理者指定議案を提出
平成31年	1月	指定管理者の指定
	2月	指定管理者と協定を締結
	4月	指定管理者による施設管理を開始

別紙「各施設個別の基本的事項」

施設の名称		三重県流域下水道施設
施設の概要	所在地	北部浄化センター 三重郡川越町大字亀崎新田 80 番地の 2 南部浄化センター 四日市市楠町北五味塚 1085 番地の 18 志登茂川浄化センター 津市白塚町 1592 番地 雲出川左岸浄化センター 津市雲出鋼管町 52 番地の 5 松阪浄化センター 松阪市高須町 3922 番地 宮川浄化センター 伊勢市大湊町 1126 番地
	構造規模等	北部浄化センター 処理能力 147,990m ³ /日 南部浄化センター 処理能力 64,600m ³ /日 志登茂川浄化センター 処理能力 11,333m ³ /日 雲出川左岸浄化センター 処理能力 40,220m ³ /日 松阪浄化センター 処理能力 38,950m ³ /日 宮川浄化センター 処理能力 26,800m ³ /日
施設の設置目的 (役割)		公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全に資する。
施設運営の基本的な方向性 (運営方針)		流域下水道の効率的な運営を図り、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に資する。
成果目標		目標放流水質 (最大値) 北部浄化センター BOD 14mg/ℓ COD 18mg/ℓ SS 20mg/ℓ T-N 12mg/ℓ T-P 1.3mg/ℓ 汚泥の含水率 北部浄化センター 76.0%以下 (他5処理場も同項目の目標値を設定しています)
指定管理者に支払う施設管理経費の上限額		31,355,144千円 31年度 6,015,801千円 32年度 6,086,772千円 33年度 6,246,846千円 34年度 6,330,263千円 35年度 6,675,462千円

施設の名称		三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞	三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 ＜中勢・伊賀ブロック＞
施設の概要	所在地	桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、川越町、菟野町（15団地）	津市、伊賀市、名張市（21団地）
	構造規模等	管理戸数 1,281戸 うち、県営住宅 1,281戸 RC 449戸 PC 792戸 CB 40戸	管理戸数 2,037戸 うち、県営住宅 2,033戸 SRC 134戸 RC 621戸 PC 1,256戸 CB 26戸
施設の設置目的（役割）		住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅を供給し、これを低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	住宅に困窮する低額所得者（特定公共賃貸住宅にあつては中堅所得者）に対して県営住宅等を供給し、これを低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
施設運営の基本的な方向性（運営方針）		県営住宅が公の施設として公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、県営住宅の設置目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、県がめざす施策の実現に寄与する。 入居者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。	県営住宅等が公の施設として公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、県営住宅等の設置目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、県がめざす施策の実現に寄与する。 入居者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。
成果目標		建物の点検管理 （毎月2回以上の点検） 迅速かつ誠実な対応 （1時間以内の対応）	建物の点検管理 （毎月2回以上の点検） 迅速かつ誠実な対応 （1時間以内の対応）
指定管理者に支払う施設管理経費の上限額		1,070,525千円 〔 31年度 218,092千円 32年度 216,006千円 33年度 211,450千円 34年度 213,004千円 35年度 211,973千円	1,350,200千円 〔 31年度 284,143千円 32年度 263,291千円 33年度 276,092千円 34年度 269,858千円 35年度 256,816千円

施設の名称		三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 〈南勢ブロック〉	三重県営住宅 〈東紀州ブロック〉
施設の概要	所在地	松阪市、伊勢市、鳥羽市（16団地）	尾鷲市、熊野市、御浜町（8団地）
	構造規模等	管理戸数 611戸 うち、県営住宅 608戸 RC 134戸 PC 439戸 CB 38戸	管理戸数 130戸 うち、県営住宅 130戸 RC 36戸 PC 80戸 CB 14戸
施設の設置目的（役割）		住宅に困窮する低額所得者（特定公共賃貸住宅にあつては中堅所得者）に対して県営住宅等を供給し、これを低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅を供給し、これを低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
施設運営の基本的な方向性（運営方針）		県営住宅等が公の施設として公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、県営住宅等の設置目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、県がめざす施策の実現に寄与する。 入居者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。	県営住宅が公の施設として公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、県営住宅の設置目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、県がめざす施策の実現に寄与する。 入居者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。
成果目標		建物の点検管理 （毎月2回以上の点検） 迅速かつ誠実な対応 （1時間以内の対応）	建物の点検管理 （毎月2回以上の点検） 迅速かつ誠実な対応 （1時間以内の対応）
指定管理者に支払う施設管理経費の上限額		469,701千円 〔 31年度 95,039千円 32年度 92,513千円 33年度 93,833千円 34年度 88,873千円 35年度 99,443千円	136,179千円 〔 31年度 25,828千円 32年度 33,412千円 33年度 25,492千円 34年度 25,955千円 35年度 25,492千円

【議案第2号、第4号、第81号、第91号、第92号】
 平成29年度三重県一般会計・特別会計補正予算について

(会計別総括表)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額
一 般 会 計	88,971,104	△2,682,709	86,288,395
土 木 費	76,806,130	△2,795,234	74,010,896
災害復旧費	12,164,974	112,525	12,277,499
特 別 会 計	15,526,899	△660,433	14,866,466
港湾整備事業特別会計	169,753	△2,477	167,276
流域下水道事業特別会計	15,357,146	△657,956	14,699,190
合 計	104,498,003	△3,343,142	101,154,861

(事業別総括表)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額	
国補公共事業	一般会計	30,286,693	△1,354,129	28,932,564
	下水道特会	5,729,851	16,812	5,746,663
	合 計	36,016,544	△1,337,317	34,679,227
直 轄 事 業	一般会計	16,503,989	△889,306	15,614,683
県単公共事業	一般会計	13,654,344	64,241	13,718,585
	下水道特会	154,955	△92	154,863
	合 計	13,809,299	64,149	13,873,448
災害復旧事業	一般会計	12,164,974	112,525	12,277,499
そ の 他 事 業	一般会計	16,361,104	△616,040	15,745,064
	港湾特会	169,753	△2,477	167,276
	下水道特会	9,472,340	△674,676	8,797,664
	合 計	26,003,197	△1,293,193	24,710,004
合 計	一般会計	88,971,104	△2,682,709	86,288,395
	港湾特会	169,753	△2,477	167,276
	下水道特会	15,357,146	△657,956	14,699,190
	合 計	104,498,003	△3,343,142	101,154,861

「補正前の額」には、議案第1号 三重県一般会計補正予算(第8号)(先議)によるものを含んでいます。

【国補公共事業】 △1, 337, 317千円

12月補正までに予算計上した事業の精査等による補正

○ 一般会計	△129, 132千円
(主なもの)	
海岸事業	
国補海岸災害関連事業費	△52, 965千円
港湾事業	
国補港湾災害関連事業費	△50, 726千円
○ 流域下水道事業特別会計	16, 812千円
(主なもの)	
国補北勢沿岸流域下水道(北部)建設費	66, 771千円
国補中勢沿岸流域下水道(志登茂川)建設費	32, 112千円
国補北勢沿岸流域下水道(南部)建設費	△81, 742千円

国の補正予算の内示の確定に伴う補正

○ 一般会計	△1, 224, 997千円
(主なもの)	
道路事業	
国補道路改築費	△1, 145, 000千円
河川事業	
河川整備交付金事業費	△21, 000千円

【直轄事業】 △889, 306千円

12月補正までに予算計上した事業費の精査等による補正

○ 一般会計	187, 158千円
(主なもの)	
直轄道路事業負担金	209, 330千円
直轄公園事業負担金	△28, 622千円

国の補正予算の内示の確定に伴う補正

○ 一般会計	△1,076,464千円
(主なもの)	
直轄道路事業負担金	△1,002,666千円
直轄港湾事業負担金	△50,000千円

【県単公共事業】 64,149千円

雪氷対策など緊急対応経費や台風被害を踏まえた治水対策経費等についての補正

○ 一般会計	64,241千円
(主なもの)	
県単維持事業	39,252千円
公共土木施設維持管理費	38,090千円
県単建設事業	24,989千円
県単河川局部改良費	28,000千円

【災害復旧事業】 112,525千円

国からの配分額の確定等による補正

○ 一般会計	112,525千円
(主なもの)	
平成29年発生災害直轄事業負担金	137,409千円

【その他事業】 △1,293,193千円

受託公共事業、流域下水道管理費等の精算に伴う補正

○ 一般会計	△616,040千円
(うち2月補正(人勤分)にかかるもの 46,220千円)	
(主なもの)	
受託公共事業	△360,674千円
河川整備交付金事業費	△268,165千円
非公共事業	△255,366千円
管理費	△255,187千円
待ったなし!耐震化プロジェクト	△18,309千円
建築物耐震対策促進事業費	△11,895千円

○ 流域下水道事業特別会計	△674,676千円
(うち2月補正(人勧分)にかかるもの)	104千円)
(主なもの)	
北勢沿岸流域下水道(北部)管理費	△211,104千円
中勢沿岸流域下水道(松阪)管理費	△141,465千円

(繰越明許費一覧表)

(単位:千円)

科 目	補正前の額	今回追加・変更を行う額	補正後の額	備 考
一般会計	13,584,071	19,370,088	32,954,159	
土木費	8,227,243	16,462,268	24,689,511	
土木管理費	—	2,841,354	2,841,354	公共土木施設維持管理費ほか2事業
道路橋りょう費	4,383,950	7,442,964	11,826,914	道路整備交付金事業費ほか9事業
河川海岸費	3,205,640	4,851,172	8,056,812	砂防整備交付金事業費ほか14事業
港湾費	399,810	576,818	976,628	海岸侵食対策(港湾)費ほか4事業
都市計画費	237,843	749,960	987,803	街路整備交付金事業費ほか10事業
災害復旧費	5,356,828	2,907,820	8,264,648	
土木施設災害復旧費	5,356,828	2,907,820	8,264,648	平成29年災害土木(建設)復旧費ほか3事業
流域下水道事業特別会計	50,200	2,993,562	3,043,762	
流域下水道事業費	50,200	2,993,562	3,043,762	国補宮川流域下水道(宮川)建設費ほか10事業
県土整備部計	13,634,271	22,363,650	35,997,921	

「補正前の額」には、議案第1号 三重県一般会計補正予算(第8号)(先議)によるものを含んでいます。

【議案第 52 号】三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

屋外広告物法の一部改正等に鑑み、禁止地域の追加等の規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 禁止地域の追加

屋外広告物法の改正により、屋外広告物を表示してはならない禁止地域に田園住居地域が追加されたことから、規定を整備します。

(2) 禁止地域における公共案内図板等への広告掲出に係る規制の弾力化

広告料収入を活用した広告付き公共案内図板等の設置を促進するため、国が定める条例ガイドラインが改正されました。これにより、国、地方公共団体の案内図板等に掲出する広告で、その収入を案内図板等の設置、管理の費用に充てるものは、知事の許可を受けて禁止地域に表示することができる旨の規定を整備します。

(3) 屋外広告物の安全対策の充実

屋外広告物の安全対策を一層充実するため、国が定める条例ガイドラインが改正されたことから、屋外広告物の点検の義務及び結果報告、並びに屋外広告士等の有資格者による点検等についての規定を整備します。

(4) 屋外広告物講習会手数料の改定

屋外広告物講習会手数料の額を、受益者負担の適正化の観点から、現行3科目(法令、表示、施工)2千円から1科目あたり2千円に改定します。

3 条例の施行期日

(1)、(2)、(4) 平成30年4月1日

(3) 平成30年10月1日

【参考】屋外広告物の安全対策の充実

点検義務等の対象となる屋外広告物の一覧

屋外広告物の種類				点検義務	有資格者による点検	点検結果報告
①	許可要	表示面積1㎡以上	高さ4m超	○	●	○
②			高さ4m以下	○		○
③		表示面積1㎡未満		○		
④	許可不要(自家用広告物で表示面積10㎡以下のもの、公共広告物など)			●		

「○」は従前から対象としているもの

「●」は今回の改正により新たに対象となるもの

○三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(禁止地域等)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区。ただし、知事が指定する区域を除く。</p> <p>二 二十五（略）</p> <p>2（略） (適用除外)</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 5 8（略）</p> <p>9 公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。</p> <p>10（略）</p> <p>(広告物景観地区掲出基準の遵守等)</p> <p>第八条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 知事は、広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置が、当該広告物景観地区における景観風致維持基準に適合しないと認めるときは、第五条第一項又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>4（略）</p> <p>(許可の期間、条件及び更新)</p> <p>第十条 知事は、第五条第一項又は第六条第四項、第五項若しくは第九項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付する</p>	<p>(禁止地域等)</p> <p>第三条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区又は特別緑地保全地区。ただし、知事が指定する区域を除く。</p> <p>二 二十五（略）</p> <p>2（略） (適用除外)</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 5 8（略）</p> <p>9 (略)</p> <p>(広告物景観地区掲出基準の遵守等)</p> <p>第八条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 知事は、広告物景観地区における広告物の表示又は掲出物件の設置が、当該広告物景観地区における景観風致維持基準に適合しないと認めるときは、第五条又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>4（略）</p> <p>(許可の期間、条件及び更新)</p> <p>第十条 知事は、第五条又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p>

ことができる。

2・3 (略)

(点検義務)

2 第十一条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 前項の点検のうち、規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、これを行わせなければならない。

3 第一項に掲げる者は、第五条第一項又は第六条第四項、第五項若しくは第九項の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、規則で定めるところにより、点検の結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

(変更等の許可)

第十二条 第五条第一項又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(管理義務)

第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、除却その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(講習会)

第二十五条 (略)

2 前項の講習会を受けようとする者は、規則で定める科目ごとに、二千元の講習手数料を納付しな

2・3 (略)

(点検義務)

2 前条第三項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件について、あらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他安全性等を点検の上、規則で定めるところによりその結果を知事に報告しなければならない。

(変更等の許可)

第十二条 第五条又は第六条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(管理義務)

第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(講習会)

第二十五条 (略)

2 前項の講習会を受けようとする者は、受講する際二千元の講習手数料を納付しなければならない

<p>なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(業務主任者の設置)</p> <p>第二十六条 屋外広告業者は、第二十四条第一項第二号の営業所ごとに前条第一項の講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者(以下「業務主任者」という。)を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 屋外広告士</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>い。</p> <p>3 (略)</p> <p>(業務主任者の設置)</p> <p>第二十六条 屋外広告業者は、第二十四条第一項第二号の営業所ごとに前条第一項の講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者(以下「業務主任者」という。)を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

【議案 54 号】三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を 改正する条例案について

1 改正理由

宅地開発工事の完了公告までに建築物を建築するための承認申請（建築承認申請）については、申請を審査するために人件費を要するため、受益者負担の適正化の観点から手数料を新設します。このため、建築承認申請手数料についての規定を整備するものです。

2 改正内容

建築承認申請手数料を新設します。手数料の額は以下のとおりです。

- ・ 建築承認申請手数料 5,000 円

※本手数料は、審査業務に係る所要時間に、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。

3 条例の施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

【参考】新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第十五条 第六条第一項又は第九条第一項の規定により、確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする際別表第二に定めるところにより手数料を納付しなければならない。</p> <p>別表第二（第十五条関係）手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">一・二</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	一・二	（略）	（略）				<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第十五条 第六条第一項若しくは第九条第一項の規定による確認又は第十二条の二ただし書に規定する承認を受けようとする者は、当該確認又は承認を受けようとする際別表第二に定めるところにより手数料を納付しなければならない。</p> <p>別表第二（第十五条関係）手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">一・二</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">（略）</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td style="text-align: center;">第十二条の二ただし書に規定する建築承認申請</td> <td style="text-align: center;">五千円</td> </tr> </table>	一・二	（略）	（略）	三	第十二条の二ただし書に規定する建築承認申請	五千円
一・二	（略）	（略）											
一・二	（略）	（略）											
三	第十二条の二ただし書に規定する建築承認申請	五千円											

【議案第 99 号】三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

1 砂利採取計画認可申請及び変更認可申請手数料の改定

(1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、砂利採取計画認可申請手数料及び砂利採取計画変更認可申請手数料が改定されました。これに伴い、砂利採取計画認可申請及び変更認可申請手数料についての規定を整備するものです。

(2) 改正内容

砂利採取計画認可申請及び変更認可申請手数料の額を以下のとおり改定します。

- ・砂利採取計画認可申請手数料

(現行) 37,700 円 ⇒ (改定案) 33,900 円

- ・砂利採取計画変更認可申請手数料

(現行) 17,000 円 ⇒ (改定案) 15,000 円

※本手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に示された額に準じています。

(3) 条例の施行期日

平成 30 年 4 月 1 日 (政令と同日施行予定)

2 建築等承認申請手数料及び都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料の新設

(1) 改正理由

宅地開発工事の完了公告までに建築物の建築等を行うための承認申請(建築等承認申請)及び都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請については、申請を審査するために人件費を要するため、受益者負担の適正化の観点から手数料を新設します。このため、手数料についての規定を整備するものです。

(2) 改正内容

建築等承認申請手数料及び都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料を新設します。手数料の額は以下のとおりです。

- ・建築等承認申請手数料 5,000 円

- ・都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料 4,000 円

※本手数料は、審査業務に係る所要時間に、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。

(3) 条例の施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

3 田園住居地域の創設に係る改正

(1) 改正理由

建築基準法が改正され、建築物の用途を制限する用途地域に田園住居地域が追加されました。これにより、田園住居地域で定められた用途以外の建築物を建築する場合の特例許可に係る申請手数料について、規定を整備するものです。

(2) 改正内容

田園住居地域における特例許可の申請手数料を、他の用途地域における手数料と同額で追加します。手数料の額は以下のとおりです。

- ・用途地域における建築等許可申請手数料 180,000 円

※本手数料は、審査業務等に係る所要時間に、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。

(3) 条例の施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（法律と同日施行予定）

4 確認済証又は検査済証に関する台帳の記載事項の証明に係る手数料の新設

(1) 改正理由

宅地建物取引業法が改正され、宅地建物取引士が行う重要事項説明に、建築基準法に基づく確認済証又は検査済証の有無等を説明することが追加されました。これに伴い、確認済証又は検査済証が保存されていない場合は、台帳に記載されている旨を証明する書類を申請に応じて発行することとなります。これにより、台帳記載事項を証明する際の手数料についての規定を整備するものです。

(2) 改正内容

確認済証又は検査済証に関する台帳の記載事項を証明することに伴い、台帳記載事項証明手数料を新設します。手数料の額は以下のとおりです。

- ・台帳記載事項証明手数料 400 円

※本手数料は、証明書発行業務に係る所要時間に、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。

(3) 条例の施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（法律と同日施行予定）

5 二級建築士又は木造建築士試験手数料の改定

(1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、二級建築士又は木造建築士の試験手数料が改定されました。これに伴い、二級建築士又は木造建築士試験手数料についての規定を整備するものです。

(2) 改正内容

二級建築士又は木造建築士試験手数料の額を以下のとおり改定します。

(現行) 16,900 円 ⇒ (改定案) 17,700 円

※本手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に示された額に準じています。

(3) 条例の施行期日

平成 30 年 4 月 1 日 (政令と同日施行予定)

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表（県土整備部所管分）

改正案

現行

別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇三	（略）	（略）	（略）
三百一	砂利採取法第百十六条の規定に基づく採取申請手数料の認可申請に対する審査	砂利採取	三万三千九百円
三百二	砂利採取法第百二十条第一項の規定に基づく認可申請の採択計画の採択申請に対する審査	砂利採取	一万五千円
三百二の二	（略）	（略）	（略）
三百十	都市計画法第三十七号の規定に基づく建築等承認申請に対する審査	都市計画法第三十七号の建築等承認申請手数料	五千円
三百十の二	（略）	（略）	（略）
三百十の三	（略）	（略）	（略）
三百十八	都市計画法施行規則（昭和十四年建設省令第四十九号）第六十条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証していること	都市計画法の規定による書面の交付申請手数料	四千元

別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇三	（略）	（略）	（略）
三百一	砂利採取法第百十六条の規定に基づく採取申請手数料の認可申請に対する審査	砂利採取	三万七千七百円
三百二	砂利採取法第百二十条第一項の規定に基づく認可申請の採択計画の採択申請に対する審査	砂利採取	一万七千円
三百二の二	（略）	（略）	（略）
三百十	（新設）	（新設）	（新設）
三百十の二	（略）	（略）	（略）
三百十の三	（略）	（略）	（略）
三百十八	（新設）	（新設）	（新設）

三百二十 九・三 百三十	(略)	する書面の交付申請に対する審査
三百二十 九・三 百三十	(略)	(略)
三百二十 九・三 百三十	(略)	(略)
三百二十 九・三 百三十	(略)	建築基準法第四十八條第一における項ただし書、第建築等許二項ただし書、可申請手第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十四項ただし書(同法第八十七條第二項若しくは第三項又は第八十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

三百二十 九・三 百三十	(略)	建築基準法第四十八條第一における項ただし書、第建築等許二項ただし書、可申請手第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十三項ただし書(同法第八十七條第二項若しくは第三項又は第八十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査
三百二十 九・三 百三十	(略)	(略)
三百二十 九・三 百三十	(略)	(略)
三百二十 九・三 百三十	(略)	建築基準法第四十八條第一における項ただし書、第建築等許二項ただし書、可申請手第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十三項ただし書(同法第八十七條第二項若しくは第三項又は第八十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

三百四 十一 三百四	(略)	規定に基づき建築物の容積率、同条蔽率又は第二項の規高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)	三百四 十一 三百四	三百四建築基準法第地区計画二万七千円	六十八條の等の区域五の六の規における定に基づく建築物の建築物の建蔽率の蔽率に関する特例認定の申請に料対する審査	(略)	(略)	三百五 十一 三百五	三百五建築基準法第一団地の二万七千円	八十六條の六住宅施設第二項の規定に関するに基づく建築都市計画物の容積率、建蔽率、外壁の後建築物の退距離又は高容積率、建
------------------	-----	--	-----	-----	------------------	--------------------	---	-----	-----	------------------	--------------------	---

三百四 十一 三百四	(略)	規定に基づき建築物の容積率、同条蔽率又は第二項の規は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)	(略)	三百四 十一 三百四	三百四建築基準法第地区計画二万七千円	六十八條の等の区域五の六の規における定に基づく建築物の建築物の建蔽率の蔽率に関する特例認定の申請に料対する審査	(略)	(略)	三百五 十一 三百五	三百五建築基準法第一団地の二万七千円	八十六條の六住宅施設第二項の規定に関するに基づく建築都市計画物の容積率、建蔽率、外壁の後建築物の退距離又は高容積率、建
------------------	-----	---	-----	-----	------------------	--------------------	---	-----	-----	------------------	--------------------	---

【議案第 67 号、第 68 号、第 69 号、第 70 号】

流域下水道維持管理に要する費用の市町負担の改定について

1 議案の概要

流域下水道の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第 31 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年度からの関係市町の維持管理負担金単価を改定するものです。

議案番号	第 67 号	第 68 号	第 69 号	第 70 号
流域名	北勢沿岸流域下水道		中勢沿岸流域下水道	
処理区名	北部処理区	南部処理区	雲出川左岸 処理区	松阪処理区
供用開始 年月日	昭和 63 年 1 月 1 日	平成 8 年 1 月 1 日	平成 5 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
関係市町	四日市市 桑名市 いなべ市 東員町 菰野町 朝日町 川越町 3 市 4 町	四日市市 鈴鹿市 亀山市 3 市	津市 1 市	津市 松阪市 多気町 2 市 1 町
改定単価 ※税抜単価	52 円/m ³	66 円/m ³	82 円/m ³	91 円/m ³
現行単価	58 円/m ³	72 円/m ³	89 円/m ³	89 円/m ³
税抜単価	54 円/m ³	67 円/m ³	82 円/m ³	82 円/m ³

2 維持管理負担金単価の考え方

(1) 単価設定期間

平成 30 年度から 3 年間です。

(2) 維持管理負担金単価の算定方法

平成 30 年度から 3 年間における各下水処理施設の維持管理に要する費用（施設運転監視費、電力費、薬品費、汚泥処分費、定期点検費、修繕費等）と建設時に借り入れた起債のうち同期間に償還すべき額を合計したものを、市町から提示された同期間の計画水量で除することにより算定しています。

(3) 市町への意見照会並びに市町負担金の算定方法

算定した負担金単価については、下水道法第 31 条の 2 第 2 項の規定に基づき、関係市町へ意見照会を行い、平成 29 年 11 月に同意を得ています。

なお、各年度の市町負担金は、負担金単価に実流入水量を乗じて算定した額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算して徴収します。

3 スケジュール

- ・平成 29 年 4 月～ 負担金単価の算定
- ・平成 29 年 11 月 関係市町へ意見照会
- ・平成 30 年 2 月 三重県議会定例会 2 月定例会議へ議案を提出
- ・平成 30 年 4 月～ 負担金単価改定

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	連続立体交差事業負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1-55	600,024 (H30.4)	近鉄川原町駅付近連続立体交差事業による鉄道施設高架化等に要する経費の一部を負担する。	(目的・理由) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で複数の踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故の解消を図る。 (根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書	①公共財 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に係る経費の負担であることから公益性を有している。	都市政策課	土木費	都市計画費	街路事業費	街路整備交付金事業費
2	土地区画整理事業補助金	鈴鹿市白江土地区画整理組合 鈴鹿市南江島町19-26	29,686 (H30.4)	都市計画事業として土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業に要する経費を補助する。	(目的・理由) 秩序ある都市づくりのために、都市基盤整備を促進し、健全かつ機能的な市街地形成を図る。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	①公共財 都市基盤の整備が不十分な地区における健全な市街地整備に寄与しており、公益性を有している。	同上	同上	同上	土地区画整理費	土地区画整理交付金事業費
3	同和地区公共下水道事業補助金	津市 津市殿村5	17,400 (H30.9)	対象区域において、平成9年度から13年度までの5年間に実施した公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で、国の財政上の特別措置が講じられない管渠の建設に要する経費について、地方債の元利償還額の一部を補助する。 (平成13年度までの制度で、新規採択終了)	(目的・理由) 同和地区における公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	①公共財 公共財である河川や海等の公共用水域の水質汚濁防止を図るものであり、公益性を有している。	下水道課	同上	同上	下水道事業費	下水道事業諸費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
4	大規模建築物耐震改修事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	14,538 (H30.4)	大規模建築物の耐震改修工事に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 大規模建築物の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 災害時に避難所として活用される大規模建築物等は、倒壊した場合、地域全体の避難・救助活動の低下が懸念されるほか、不特定多数の利用者に甚大な被害を及ぼす恐れがある。 このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	建築開発課	土木費	土木管理費	建築指導費	建築基準法 施行費
5	避難路沿道建築物耐震対策支援事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	13,121 (H30.4)	避難路沿道建築物の耐震対策に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 避難路沿道建築物の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 緊急輸送道路沿道の建築物が倒壊した場合、当該道路の通行を妨げ、避難物資の流通、救助活動の低下や多数の者の円滑な避難を困難にするなど、甚大な被害を及ぼす恐れがある。 このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
6	木造住宅耐震補強等事業費補助金	津市 津市西丸の内23-1	22,000 (H30.4)	木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	住宅政策課	土木費	住宅費	住宅管理費	住まい安心支援事業費
7	木造住宅耐震補強等事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	17,000 (H30.4)	木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
8	木造住宅耐震補強等事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18-18	13,000 (H30.4)	木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。	(目的・理由) 住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	住宅政策課	土木費	住宅費	住宅管理費	住まい安心支援事業費